

社会保険労務士事務所 プロセスコア  
〒861-1102 熊本県合志市須屋 1949-10

TEL 096-341-0866 FAX 096-341-0867 email: info@process-core.com

発行日:2011年10月1日

## トピックス●地域別の最低賃金が変更されます！

平成23年度の地域別最低賃金は、すべての都道府県において増額され、全国加重平均は7円増でした。

**ボーナスや残業代、通勤手当、家族手当を入れない通常の賃金**が下記の最低賃金額に達しない場合、「50万円以下の罰金」と法律で定められています。固定残業代込みの賃金体系を採用している会社など、不安がございましたら、お問い合わせください。下記金額の適用時期は都道府県によって異なります(10~11月中)。

都道府県名	最低賃金時間額 ( )内は平成22年度	都道府県名	最低賃金時間額 ( )内は平成22年度
北海道	705円 (691円)	滋賀	709円 (706円)
青森	647円 (645円)	京都	751円 (749円)
岩手	645円 (644円)	大阪	786円 (779円)
宮城	675円 (674円)	兵庫	739円 (734円)
秋田	647円 (645円)	奈良	693円 (691円)
山形	647円 (645円)	和歌山	685円 (684円)
福島	658円 (657円)	鳥取	646円 (642円)
茨城	692円 (690円)	島根	646円 (642円)
栃木	700円 (697円)	岡山	685円 (683円)
群馬	690円 (688円)	広島	710円 (704円)
埼玉	759円 (750円)	山口	684円 (681円)
千葉	748円 (744円)	徳島	647円 (645円)
東京	837円 (821円)	香川	667円 (664円)
神奈川	836円 (818円)	愛媛	647円 (644円)
新潟	683円 (681円)	高知	645円 (642円)
富山	692円 (691円)	福岡	695円 (692円)
石川	687円 (686円)	佐賀	646円 (642円)
福井	684円 (683円)	長崎	646円 (642円)
山梨	690円 (689円)	熊本	647円 (643円)
長野	694円 (693円)	大分	647円 (643円)
岐阜	707円 (706円)	宮崎	646円 (642円)
静岡	728円 (725円)	鹿児島	647円 (642円)
愛知	750円 (745円)	沖縄	645円 (642円)
三重	717円 (714円)		
全国加重平均額			737円 (730円)

### ■ ■ 最低賃金の計算方法を確認しておきましょう ■ ■

#### ●時給制の場合

「時間給 ≥ 最低賃金額」ならOK

#### ●日給制の場合

「{日給 ÷ 1日の所定労働時間} ≥ 最低賃金額」ならOK

#### ●月給制の場合

「{(月給 × 12) ÷ 年間総所定労働時間} ≥ 最低賃金額」ならOK



## 新情報！

## メンタルヘルス上の理由により休業・退職した労働者が増加！

本年9月1日に、厚生労働省より、2010年の労働安全衛生基本調査の結果が公表されました。その調査の結果のうち、メンタルヘルスの部分に注目し、下記にまとめてみました。

### 1. 調査結果の概要

2010年の労働安全衛生基本調査によると、メンタルヘルス上の理由により**連続1カ月以上休業した労働者**がいる事業所の割合が**5.9%**となり、前回の平成17年の調査と比べると**倍増しました**（前回調査2.6%）。

退職した労働者を合わせ、「メンタルヘルス上の理由により連続1カ月以上休業した労働者又は退職した労働者\*」がいる事業所の割合については、**7.3%**となっています。

\*メンタルヘルス不調には、精神及び行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活及び生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含みます。

### 2. 予防が最善の策

1で明らかのように、メンタルヘルス上の理由により休業または退職した労働者（メンタルヘルス不調者）がいる事業所が増加しています。

業務に密接な関係があると判断されたメンタルヘルス不調者は労災保険の補償対象となります。場合によっては、事業主が民事上の損害賠償責任を問われることもあります。**予防が最善の策**であることは言うまでもありません。

### 3. メンタルヘルス不調の要因

メンタルヘルス不調は、職場におけるストレス等によって引き起こされます。職場におけるストレスの原因には様々なものがありますが、**職場の人間関係、仕事の量、仕事の質**が、その原因の上位を占めています。

特に、長時間労働が続くと、疲労し低下した心理・生理機能を鼓舞して職務上求められる一定のパフォーマンスを維持する必要が生じ、これが直接的なストレス負荷要因となります。

心の健康づくりのケア\*や面接指導等を行い、労働者の心の健康を害さないよう細心の注意が必要といえます。

\*厚生労働省では、「職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策・心身両面にわたる健康づくり」を推進しており、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の開設等、さまざまな支援策を講じています。



## お仕事 カレンダー

- 10/1 ●(1日～7日)全国労働衛生週間  
高年齢者雇用支援月間  
◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除。
- 10/11 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事  
●9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

- 10/31 ●9月分健康保険・厚生年金保険料の納付  
●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告)  
●有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月～11月分)  
●8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告  
●11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告